

入居者の資格について

入居には下記の要件全てに該当する必要があります

① 現に同居し、又は同居しようとする親族がある方

○夫婦（婚約及び内縁関係にある方を含む）、又は親子を主体とした家族であること

●家族を不自然に分割したり、統合するなどして入居することはできません

（死別、離婚でない限り、夫婦の分割は原則認められません 例：離婚調停中など）

② 市町村税等の滞納がない方

○納税証明書などで確認します（お住まいの自治体へ問い合わせる場合もあります）

③ 現在、住宅に困っていることが明らかな方

●他の公営、公団、公社住宅の使用名義人であったり、持家のある方は原則入居できません

④ 東栄町内に住所又は勤務場所がある方

○職場が町外でも住民票を移されることが確実で、入居日に転入の確認ができる方です

⑤ 世帯の収入（月換算所得額）が158,000円以下の方、158,001円以上でも裁量階層に該当する方

●所得月額が158,001円以上あり、裁量階層にも該当しない方は町営住宅には入居できません

○上記の方は、特定公共賃貸住宅への入居資格を有します

○特定公共賃貸住宅の所得月額の基準は、158,001円から487,000円までです

⑥ 申込者又は同居者が暴力団関係者でない方

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます



■ 単身者の入居資格は上記②～⑥に該当する方です

○東栄町では、特定公共賃貸住宅（単身者用）と一般公営（町営）住宅に入居することができますが、理由によっては入居できない場合もあります・・・夫婦、家族の不自然な分割など

●同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で入居することはできません

●日常生活において常時介護を必要とされる方で、必要な介護体制が整わないなど、日常生活に支障があると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります

裁量階層について

◎裁量階層における入居資格の緩和

次に掲げる世帯については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、収入基準が一般世帯よりも高い214,000円までとなります（これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています）

裁量階層の世帯		提出する書類（写し）
心身障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯 入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項に規定する1級又は2級の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方（再重度A、重度A、中度B）がいる世帯	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療養手帳
老人と児童世帯	入居者が60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた方、又は18歳未満の世帯（単身で60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた方も該当します）	住民票 住民票記載事項証明書
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方がいる世帯	戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯	医療特別手当証書 特別手当証書
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げた5年を経過していない方がいる世帯	引揚証明書
ハンセン病療養所入所者世帯	入居者又は同居者に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	ハンセン病療養所入所証明書
子育て世帯	小学校就学前の子供のいる世帯	